

（交付決定通知書見本）

【文書番号】⇒ 千葉市指令経観プ第□□号

団体名又は名称 株式会社観光プロモーション
代表者住所 千葉市中央区千葉港 2-1
代表者 職・氏名 代表取締役 観光 太郎 様

千葉市観光バス活用促進事業補助金交付決定通知書

令和4年〇月〇〇日付けで申請のあった千葉市観光バス活用促進事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

【通知日】⇒ 令和4年×月××日

千葉市長 神谷 俊一

1 補助金の交付決定額

補助金の交付決定額	△△, △△△円
-----------	----------

※ 千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を交付決定額としています。

2 交付条件

- 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 千葉市補助金等交付規則及び千葉市観光バス活用促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、補助事業実施日において補助事業の出発地、目的地又は到着地が、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象となっている場合は、この交付決定は失効する場合があるので留意すること。
- 市外観光バス事業者が所有又は使用する車両を利用する等、補助対象外の利用があった場合は、本補助金の交付対象外となるので留意すること。

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。